世 監 第 ３４ 号
令和５年８月 31 日

世羅町長　奥田　正和　様

世羅町監査委員　山口　敦允

世羅町監査委員　田原　賢司

令和４年度世羅町公営企業会計決算審査の意見について

地方公営企業法第 30 条第２項の規定により審査に付された令和４年度公営企業の事業会計の決算及びその付属書類を審査した結果について、世羅町監査委員条例第６条の規定により、次のとおり意見を付して提出します。

令和4年度公営企業会計決算審査意見

第1 審査の概要

1 審査の対象

（1） 令和4年度世羅町公営企業上水道事業会計決算
（2） 令和4年度世羅町公営企業公共下水道事業会計決算
（3） 令和4年度会計証書類その他公営企業法施行令で定める書類

2 審査を実施した期間

令和5年7月 19 日から令和5年7月 21 日まで。（実施日数3日）

3 決算書の提出時期

公営企業出納員から町長に対し決算書が提出された時期は、令和5年5月 31 日で地方公営企業法第 30 条第1項に定められている法定期間内であります。

第2 審査の結果

審査に付された令和4年度世羅町公営企業（上水道事業及び公共下水道事業）歳入歳出決算書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、政令で定めるその他の書類（キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書）について、諸帳簿並びに証拠書類と照合審査した結果、決算数値は何れも符合しており、正確であると認めます。

また、世羅町指定金融機関における現在高と一致していることを確認しました。

各公営企業会計の決算は、次のとおりです。

1 上水道事業会計

（1） 決算の状況

収益的収入及び支出　（単位:円）

区　　分	予 算 額	決 算 額	執行率(%)
事 業 収 益	2,453,113,000	1,457,577,675	59.4
事 業 費 用	435,209,000	418,137,789	96.1

資本的収入及び支出　（単位:円）

区　　分	予 算 額	決 算 額	執行率(%)
資 本 的 収 入	261,070,000	244,108,000	93.5
資 本 的 支 出	341,239,000	282,414,485	82.8

（2） 経営状況

総収益 1,437,782,716 円に対し、総費用 395,693,497 円で、差し引き 1,042,089,219 円の当年度純利益となりました。

（3） 財政状況

資産 6,035,176,776 円に対し、負債 3,870,953,912 円、資本金 96,721,902 円、剰余金 2,067,500,962 円であります。

ア 資産

資産は、固定資産 4,482,775,298 円及び流動資産 1,552,401,478 円で構成され、固定資産は年度末現在高 9,448,290,104 円（有形固定資産 9,294,064,824 円、無形固定資産 154,225,280 円）から減価償却累計額 4,965,514,806 円を減じた額であります。

流動資産は、現金預金 1,529,143,054 円、未収金 23,269,424 円及び貸倒引当金▲11,000 円であります。

未収金は、現年度分が営業未収金 20,090,444 円、営業外未収金 1,699,300 円、過年度分が 1,479,680 円（うち過年度水道料金 1,059,680 円及び過年度施設整備納付金 420,000 円）であります。

イ 固定負債

固定負債は 1,037,188,452 円で、その構成は、企業債 1,006,511,452 円、引当金 30,677,000 円であります。

ウ 流動負債

流動負債は 202,003,852 円で、その構成は、企業債 175,945,636 円、未払金が 22,682,116 円（営業未払金 20,536,116 円、営業外未払金 2,146,000 円）、引当金 3,375,000 円であります。

エ 繰延収益

繰延収益は、2,631,761,608 円で、その構成は、長期前受金 5,676,760,663 円、収益化累計額▲3,044,999,055 円であります。

オ 資本金

資本金は、96,721,902 円であります。

カ 剰余金

剰余金は、2,067,500,962 円で、資本剰余金 1,062,190,381 円及び利益剰余金 1,005,310,581 円であります。

資本剰余金は、負担金 969,393,296 円、工事負担金 5,854,142 円、国庫補助金 62,534,357 円、県補助金 853,729 円、工事補償金 7,657,584 円及び施設整備納付金 15,897,273 円であります。

利益剰余金は、修繕積立金 75,371,917 円、減債積立金 39,189,684 円及び当年度未処分利益剰余金 890,748,980 円であります。

(4) 施設の利用状況

項　　目	比 率	備　　考
施 設 利 用 率	53.4 %	1日平均配水量 2,721 ㎥ / 1日配水能力 5,100 ㎥
最 大 稼 働 率	71.9 %	1日最大配水量 3,666 ㎥ / 1日配水能力 5,100 ㎥
負　　荷　　率	74.2 %	1日平均配水量 2,721 ㎥ / 1日最大配水量 3,666 ㎥

(5) 財務分析比率

項　　目	比 率	備　　考
自己資本構成比率	35.9 %	資本+剰余金+評価差額等+繰延資産 / 総資本(資本+負債)
流 動 比 率	768.5 %	流動資産 / 流動負債
現 金 預 金 比 率	757.0 %	現金預金 / 流動負債
減 価 償 却 率	4.2 %	当年度減価償却費 / 期末減価償却資産＋当年度減価償却費
経 常 収 支 比 率	111.8 %	経常収益 / 経常費用
営 業 収 支 比 率	52.6 %	営業収益 / 営業費用
企業債償還額対償還財源比率	16.0 %	企業債償還額 / 減価償却額＋当年度純利益
固 定 長 期 適 合 率	76.8 %	固定資産 / 固定負債+繰延収益+資本合計
自 己 資 本 比 率	35.9 %	資本合計 / 負債合計+資本合計

2 公共下水道事業会計

（1） 決算の状況

収益的収入及び支出　　（単位:円）

区　　分	予 算 額	決 算 額	執行率(%)
事 業 収 益	660,677,000	477,799,297	72.3
事 業 費 用	213,958,000	208,010,525	97.2

資本的収入及び支出　　（単位:円）

区　　分	予 算 額	決 算 額	執行率(%)
資 本 的 収 入	346,891,000	213,397,000	61.5
資 本 的 支 出	346,891,000	210,517,585	60.7

（2） 経営状況

総収益 472,586,602 円に対し、総費用 202,624,380 円で、差し引き 269,962,222 円の当年度純利益となりました。

（3） 財政状況

資産 4,824,289,031 円に対し、負債 4,332,023,609 円、資本金 5,000,000 円、剰余金 487,265,422 円であります。

ア 資産

資産は、固定資産 4,533,573,821 円及び流動資産 290,715,210 円で構成され、固定資産は年度末現在高 5,904,053,905 円(有形固定資産)から減価償却累計額 1,370,480,084 円を減じた額であります。

流動資産は、現金預金 286,959,379 円、未収金 3,767,831 円及び貸倒引当金▲12,000 円であります。

未収金は、営業未収金 2,687,498 円、営業外未収金 478,500 円及び過年度未収金 601,833 円であります。

イ 固定負債

固定負債は 1,035,418,681 円で、その構成は、企業債 1,014,967,681 円及び引当金 20,451,000 円であります。

ウ 流動負債

流動負債は 103,754,594 円で、その構成は、企業債 64,828,606 円、未払金 36,084,988 円、引当金 2,753,000 円及びその他流動負債 88,000 円であります。

エ 繰延収益

繰延収益は 3,192,850,334 円で、その構成は、長期前受金 4,439,087,877 円、収益化累計額▲1,246,237,543 円であります。

オ 資本金

資本金は、5,000,000 円であります。

カ 剰余金

剰余金は 487,265,422 円で、その構成は、資本剰余金 496,625,956 円及び欠損金 9,360,534 円であります。

資本剰余金は、国庫補助金 134,913,898 円、負担金 347,997,734 円及び受益者負担金 13,714,324 円であります。

欠損金は、当年度未処理欠損金 9,360,534 円であります。

(4) 施設の利用状況

項　　目	比　率	備　　考
施 設 利 用 率	70.5 %	1日平均流入量 705 ㎥ / 1日当たり処理能力 1,000 ㎥
最 大 稼 働 率	109.3 %	1日最大汚水量 1,093 ㎥ / 1日当たり処理能力 1,000 ㎥

(5) 財務分析比率

項　　目	比　率	備　　考
自己資本構成比率	10.2 %	資本+剰余金+評価差額等+繰延資産 / 総資本(資本+負債)
流 動 比 率	280.2 %	流動資産 / 流動負債
現 金 預 金 比 率	276.6 %	現金預金 / 流動負債
減 価 償 却 率	2.5 %	当年度減価償却費 / 期末減価償却資産＋当年度減価償却費
経 常 収 支 比 率	101.4 %	経常収益 / 経常費用
営 業 収 支 比 率	13.3 %	営業収益 / 営業費用
企業債償還額対償還財源比率	16.0 %	企業債償還額 / 減価償却額＋当年度純利益
固 定 長 期 適 合 率	96.0 %	固定資産 / 固定負債+繰延収益+資本合計
自 己 資 本 比 率	10.2 %	資本合計 / 負債合計+資本合計

第3 審査の意見

1 上水道事業会計

上水道事業については、さかえ浄水場高感度濁度計更新工事、配水管布設工事として町道弁城線を実施しています。

水道料の未収金は、現年度分（3月を除く）は、1,055 件（772 人）4,255,031 円、平成16 年度分より令和3年度分までは、463 件（88 人）1,059,680 円となり、合計 1,518 件（860 人）5,314,711 円になります。対前年度（1,528 件（930 人）5,734,140 円）との比較では、▲10 件（▲70 人）未収金▲419,429 円と減少しています。

その外に過年度未収金として施設整備納付金 420,000 円（2 名）があります。

令和3年度決算審査の際に指摘した収益的収支において、減価償却費相当分の町費分長期前受金を計上せず、そして給水収益から施設の維持管理費等の費用を差し引いた残額の利益を資本的収支の収入に補填財源として充当すべきものを行わず、主に起債償還の元金分や他の建設改良費の経費を一般会計から負担金として受入れを数年に亘り行っている。また、建設改良費については、入札減等の変更が生じても当初予算ベースでの積算のままで事業完了後の清算減額が殆ど行われていません。

これらにより、平成 26 年度から令和3年度までの差額の 995,244,000 円を特別利益として決算しています。4条予算の補填財源として将来の建設改良工事に充てるための剰余金 890,000,000 円を建設改良積立金として記載されています。

広島県水道広域連合企業団の設立事務に傾注し、令和4年9月 21 日にその議案を議会に提案し、議決されています。この議案の附則4の内容により、財務内容を整理すべきで補正予算で繰出金として計上するなど年度内整理が急務であることは指摘してきたところであります。

総務省が通知している本来の繰出基準に拘らず、町が運営している企業会計という事で人件費や起債の元利償還金、更には工事費の不足分を全て負担していました。

したがって、町から多額の繰出金をした結果がキャッシュ・フロー計算書に記載してあるとおりの内部留保の現金預金が残っています。

上記剰余金計算書においても「その他処分（繰出金等）」として世羅町に繰出し、建設改良費が必要な場合はその都度予算化して歳出する選択肢が有り、必要額が明確化すると思われましたが、昨年度の指摘事項を放置して時間のみ経過し、事務処理上不可能な部分も出ています。剰余金計算書は決算認定とは別個な取扱いとなります。

2 公共下水道事業会計

下水道事業については、開削工による栄町地区（3工区）と栄町地区、推進工による栄町（3工区-2）の下水道管新設工事を実施しています。

事業計画区域 112.1 haの面的工事が 97.6 ha完了し、進捗率は 87.1％であります。

使用世帯割合は 53.7％となっています。完了地区は早期に接続を行い、事業効果がでるように奨励していただきたい。

下水道使用料の未収金は、現年度分（3月を除く）は、107 件（72 人）2,686,398 円、平成 25 年度分より令和3年度分までは、128 件（15 人）601,833 円となっています。

未収金合計は235件（87人）3,288,231円となって、前年度（252件（94人）1,296,830円）と比較すると▲17 件（▲7人）未収金 1,991,401 円と増加しています。

増加傾向にある未収金の収納対策を行って頂きたい。

甲世浄化センター流入水量について、測定機械の故障により処理水量が過大に計上されていた状況があります。汚水処理量が低減することから、今後計画の再検討が必要であります。

公共下水道事業会計における平成 26 年度から令和3年度までの減価償却費は842,780,755円で同様に長期前受金戻入額は575,745,176円で長期前受金戻入不足額 267,035,579 円が特別利益として決算されました。

3 まとめ

平成 26 年度から長期前受金の償却について処理がされていなかったことは、管理監督者の不作為であり、又、資料要求についても令和3年度の決算審査時から要求していたものが、本年度決算時に提出されるなど、事務処理に多大な時間を要しています。

特に上水道事業会計においては地方公営企業法第 32 条第1項から第3項の規定に基づき、町は令和4年度決算剰余金の処分を行い、世羅町への繰出をし、今後の建設改良資金の財源とすべきであります。

また、令和3年度決算審査意見にも記載していますが、公営企業法改正による事務処理を確実に行い、適正なる予算決算を行うべきであります。

以上の事項は地方公営企業法が適用され、町が負担金等を歳出している全ての企業会計に於いて同様であり、受入側の受入項目により長期前受金処理を行わないなど今回と類似した扱いにならない様に適正な会計処理を実施すると共に、資本的経費は勿論のこと収益的な経費についても、いわゆる精算方式にすべきであります。